

平成27年木造建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
2. この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
3. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 問題は、全て五枝択一式です。
5. 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
6. 解答に当たり、適用すべき法令については、平成27年1月1日現在において施行されているものとします。
7. 解答に当たり、地方公共団体の条例については、考慮しないことにします。
8. この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 日本の住宅史に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 土蔵造りは、防火性能を高めるため平安時代の貴族住宅において発達した。
2. 高床形式の住宅は、弥生時代に造られるようになった。
3. 畳は、寝殿造りでは人の座る部分にのみ使われたが、室町時代以降の書院造りから部屋全体に敷き詰められるようになった。
4. 障子は、板戸と組み合わせられ、平安時代に建築物の外部に面した開口部として使われた。
5. 欄間は、平安時代の仏堂に見られるようになり、近世には彫刻を施されたものが現れ、その後一般住宅に用いられるようになった。

〔No. 2〕 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、**最も不適当な**ものは、次のうちどれか。

1. 立体角投射率 ————— %
2. 輝度 ————— lx
3. 気圧 ————— Pa
4. 熱伝達率 ————— $W/(m^2 \cdot K)$
5. 着衣量(衣服による断熱性能) ——— clo

〔No. 3〕 室内空気に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 室内の汚染空気の他室への流出を防ぐために、送風機を給気側又は排気側のどちらかに設ける場合には、給気側に設ける。
2. 室容積 $50 m^3$ の部屋の換気量が $150 m^3/h$ の場合、この部屋の換気回数は 3 回/h となる。
3. 室内において、許容される濃度は、一酸化炭素より二酸化炭素のほうが大きい。
4. 絶対湿度が同じ場合、室温が異なっても露点温度は同じである。
5. 冬期の暖房時において、建築物の上部及び下部に開口部がある場合、一般に、上部の開口部から空気が流出し、下部の開口部から外気が流入する。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 容積が同じ建築材料の場合、容積比熱が大きい材料ほど、温めるのに多くの熱量を必要とする。
2. 外皮平均熱貫流率 U_A 値は、その値が小さいほど、断熱性能が高い建築物であることを表す。
3. 建築材料は、一般に、密度が大きいものほど、その熱伝導率は大きい傾向にある。
4. 冬期において、水蒸気は、一般に、外壁内を外気側から室内側へ移動する。
5. 冬期において、暖房室と非暖房室がある場合、一般に、非暖房室は、暖房室に比べて結露を生じやすい。

〔No. 5〕 日射・照明に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 窓の日射熱取得率は、その値が小さいほど、室内に侵入する日射熱量は少なくなる。
2. 我が国における南中時の太陽高度は、一般に、緯度の高い地域ほど低くなる。
3. 北緯35度の地点において、晴れた夏至の日の南中時の直達日射量は、水平面より南向き鉛直面のほうが大きい。
4. 光源の光色は、色温度が高いほど青白く、低いほど赤みがある。
5. 蛍光ランプは、白熱電球に比べて、ランプ効率(lm/W)が高い。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 騒音レベルは、普通騒音計のA特性を用いて測定した値である。
2. 壁体の透過損失においては、その値が小さいほど遮音性能が高い。
3. 板状材料と剛壁の間に空気層を設けた吸音構造は、一般に、「高音域の吸音」より「低音域の吸音」に効果がある。
4. 残響時間は、室容積に比例し、吸音率と室内表面積に反比例する。
5. 音における聴感上の三つの要素は、音の大きさ、音の高さ、音色である。

〔N o . 7〕 気候・気象、地球環境に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 都市の高温化は、ヒートアイランド現象に地球全体の温暖化現象が加わったものである。
2. 降水量には、雨量だけでなく、降雪量も含まれる。
3. 気温、湿度、降水量などの気候要素のうち二つを直交座標に図示し、1年間の推移を示した図をクリモグラフ(気候図)という。
4. 建築物のライフサイクルにおけるエネルギー消費量は、一般に、運用段階(使用段階)より建設段階のほうが大きい。
5. 気温の1日における最高と最低の差を日較差といい、内陸部で大きく、沿岸部では小さくなる傾向がある。

〔N o . 8〕 伝統的な木造建築に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 茶室に用いられる色紙窓は、大小二つの窓の中心軸を少しずらして、上下に配した形式のものである。
2. 落とし掛けは、床の間の前面垂れ壁の下端に取り付ける横木である。
3. 数寄屋風の座敷においては、長押を設けないことが多い。
4. 踏込み床は、畳寄せの上に床^{がまち}框を置き、内部に床板や床畳を敷き込んだ床の間である。
5. 床脇の違い棚の上棚と下棚を連結する部材を、海老束という。

〔N o . 9〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 階段室型は、低層・中層の集合住宅に適しており、各住戸の通風、採光が得やすい。
2. リビングアクセス型は、一般に、各住戸の表情を積極的に表に出すことを意図して、バルコニー側に居間や食事室を配置する。
3. メゾネット型は、各住戸が2層以上で構成されており、共用廊下のない階は通風に優れ、プライバシーが確保しやすい。
4. サービスバルコニーは、ごみ等を一時的に置くことができ、家事作業上有効である。
5. 低層の集合住宅は、一般に、高層の集合住宅に比べて、敷地面積に対する住戸の密度が低くなる。

〔N o. 10〕 住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ユニットバスは、浴槽、洗い場、壁、天井、換気扇などを組み合わせた工業生産品である。
2. アイランドキッチンには、調理をしながら家族や来客と会話がしやすい台所の形式である。
3. ユーティリティは、洗濯などの家事作業を行うための場所である。
4. サニタリーユニットは、浴室、便所、洗面所などの衛生設備関係の部屋である。
5. コア型の住宅は、便所や浴室、厨房の給排水衛生設備部分などを分散配置させた形式の住宅である。

〔N o. 11〕 公園内の公衆便所の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 床材は、濡れても滑りにくい仕上げとし、清掃しやすいものとした。
2. 一般用便所のブースの扉は、通路との関係を考慮し、内開きとした。
3. 公衆便所の出入口から最も近い男子小便器には、手摺^{すり}を設置した。
4. 公衆便所の出入口は、段差を設けず、その有効幅を 85 cm とした。
5. 男子小便器は、子どもや身体障がい者等の利用を考慮し、受け口の高さを床面から 55 cm とした。

〔N o. 12〕 小規模建築物の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 診療所において、各部屋の表示板の中心の高さを床面から 140 cm とした。
2. 薬局の待合室において、車椅子使用者に配慮し、壁に設けるキックプレートの高さを、床面から 35 cm とした。
3. 銀行において、車椅子使用者に配慮し、記帳などを行う受付カウンターの下部に、高さ 65 cm、奥行 15 cm のクリアランスを設けた。
4. 飲食店の敷地内通路において、歩行者と車椅子使用者がすれ違えるように、有効幅を 150 cm とした。
5. 助産所等の授乳室において、手洗器、哺乳びんの洗浄用流し台、調乳用の給湯器を設けた。

〔No. 13〕 住宅の一般的な各部寸法として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 階段の蹴込み寸法を、昇る際につまずきにくくするため、20 mmとした。
2. 階段の手摺子の内法間隔を、安全性に配慮して、140 mmとした。
3. 引戸(フラッシュ戸)の引手の引き残しを、100 mmとした。
4. 廊下の手摺の直径を 35 mmとし、手摺と壁面とのあきを 45 mmとした。
5. 浴槽の縁の高さを、洗い場の床面から 400 mmとした。

〔No. 14〕 木造住宅の屋根仕上げとその一般的な屋根勾配との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 日本瓦葺 $\frac{4.5}{10}$
2. 厚形スレート葺 $\frac{4}{10}$
3. 銅板一文字葺 $\frac{3.5}{10}$
4. 金属板瓦棒葺 $\frac{2}{10}$
5. アスファルトシングル葺 $\frac{1.5}{10}$

〔No. 15〕 住宅の開口部に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 横滑り出し窓は、建具の下框を上下させながら上框を外側に開く窓である。
2. 外開き窓は、内開き窓に比べて、雨仕舞に優れている。
3. 突出し窓は、建具の上端を水平回転軸として外側に開く窓である。
4. 片引込み窓は、窓全体を開くことができるが、雨仕舞に配慮する必要がある。
5. 上げ下げ窓の下部の建具は、雨仕舞に配慮して、屋内側に設ける。

〔No. 16〕 高齢者、身体障がい者等に配慮した一戸建住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 駐車場において、車椅子使用者を考慮し、移乗動作もできる乗降スペースの幅を1,400 mmとした。
2. 玄関において、式台を設けなかったので、上がり框^{がまち}の高さを110 mmとした。
3. 車椅子使用者が日常的に使用する収納スペースの最上段の棚の高さを、1,500 mmとした。
4. 車椅子の前輪(キャスター)が落ち込まないように、隙間の寸法が10 mmの溝ふた(グレーチング)を用いた。
5. 廊下の水平手摺^{すり}の端部を、壁側に曲げた。

〔No. 17〕 環境に配慮した建築物の計画手法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ライトシェルフは、窓中段部に設置した庇により、庇下部においては窓面への日射を遮蔽し、庇上部においては庇による反射光を室内の奥まで導く手法である。
2. アースチューブは、地中に埋設した管内に外気を送り込み、夏期には地中温度が外気温より低いことを利用して、冷気を得る方法である。
3. ナイトパージは、窓から入射する日射熱を床や壁などの蓄熱体に蓄熱させ、夜間や曇天時に放熱させて暖房効果を得る方法である。
4. パッシブデザインは、建築物に生じる自然の熱や光、空気の流れを活用して暖房効果、冷却効果、照明効果等を得る方法である。
5. パッシブクーリングの冷熱源として夜間放射を利用する方法は、大気の透過率が高いほど効果が大きい。

〔N o. 18〕 木造建築物の耐久性に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 雨仕舞に配慮して、開口部の上部に霧除け庇を取り付けた。
2. 床下の湿気対策として、床下の地盤面を建築物の周囲の地盤面より高くした。
3. 建築物の地盤面に接する部分を保護するため、建築物の周囲に、石で敷き固めた犬走りを設けた。
4. 雨水を排出させるため、ルーフバルコニーの床面の排水勾配をドレンに向けて、 $\frac{1}{200}$ とした。
5. 床下の地盤全面に、防湿フィルムを敷きつめた。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 給湯設備 ————— さや管
2. 電気設備 ————— トラッキング現象
3. 排水通気設備 ————— ベントキャップ
4. 衛生器具設備 ————— フラッシュバルブ
5. 照明設備 ————— バキュームブレーカ

〔N o. 20〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. インバータ型のルームエアコンは、圧縮機の回転数の制御によって能力を可変して室温をコントロールする方式である。
2. 空気熱源ヒートポンプ式のルームエアコンの能力は、外気温度だけでなく、冷媒配管長さや室内機と室外機の設置位置の高低差によっても変化する。
3. 床暖房の場合の床表面温度は、一般に、 $36^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ が望ましい。
4. 天井放射空調方式は、天井面における結露への配慮が必要であるが、ドラフトが生じにくく静穏性に優れている。
5. 保健用空調は、人の健康や快適性を維持することを目的として、住宅、事務所、デパートなどで使用される空調である。

〔N o. 21〕 住宅の換気設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 自然換気は、風圧力や屋内外の温度差などを利用して換気を行う方式である。
2. 第一種換気は、機械給気と機械排気との併用による換気である。
3. 高層住宅の換気システムは、風の影響ができるだけ小さくなるように、圧力変動に強いものとする。
4. 健康被害の原因となる化学物質は不在時でも発生するため、シックハウス対策の換気設備は、常時換気できるように、風量切替え等の配慮が必要である。
5. 台所の換気は、一般に、熱や水蒸気の除去、室内空気の浄化を目的とした第二種換気が用いられる。

〔N o. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 水道直結増圧方式は、常時新鮮な水道水を供給できるが、建築物の瞬時最大給水量に対応したポンプを選定する必要がある。
2. 住宅用のタンクレス型大便器は、一般に、給水管内の水圧を直接利用して洗浄する。
3. 大便器の洗浄方式におけるロータンク方式は、連続利用が必要な便所で広く使用されている。
4. 排水管のトラップは、二重に設けてはならない。
5. 吐水口空間は、逆サイホン作用による飲料用系統への逆流を防止するために設けるものである。

〔N o. 23〕 照明・電気・防災設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ライティングダクトは、あらかじめ施設されたダクトの範囲内において、任意の位置に照明器具、コンセントなどの取付けができるものである。
2. 屋内配線において、短絡や過負荷による火災などの発生を防止するために、必要な箇所へ配線用遮断器を設ける。
3. 寝室として利用する部屋には、住宅用防災警報器を設置しなければならない。
4. 住宅の屋内電路の対地電圧は、原則として、150 V以下でなければならない。
5. 低圧は、直流で 600 V以下、交流で 750 V以下のものである。

〔No. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 給水・給湯管に使用される合成樹脂管は、一般に、耐食性があり、軽量で施工性もよいが、衝撃に弱く、温度変化に対する伸縮が大きい。
2. 空調用冷媒配管は、用途や能力などによって、使用冷媒が異なるので、施工、メンテナンスに配慮する必要がある。
3. 各種の飲料用貯水槽などの間接排水管の排水口空間は、50 mm以下とする。
4. 給湯配管の伸縮によって、配管、機器又は建築物に損傷を与えるおそれがある場合は、伸縮管継手などを設けて防止する。
5. 排水トラップの封水深は、一般に、50～100 mmとする。

〔No. 25〕 建築設備の省エネルギー・省資源に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 全熱交換型換気扇は、一般の換気扇に比べて、換気による熱負荷が大きい。
2. CASBEE(建築環境総合性能評価システム)により算出されるBEE(建築物の環境効率)の数値が高いほど、建築物の環境性能が高まる。
3. 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものにすることは、熱損失の防止に有効である。
4. 冷媒として二酸化炭素を用いた住宅用空気熱源ヒートポンプ給湯機は、一般に、夜間電力を有効利用している。
5. 家庭用燃料電池は、発電に伴う排熱を給湯などの熱源として有効利用するものである。

学科II（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 既存の住宅を改築することは、「建築」である。
2. 平家建住宅の構造上重要でない間仕切壁の過半の修繕は、「大規模の修繕」に該当しない。
3. 住宅の屋内階段は、「構造耐力上主要な部分」に該当しない。
4. 2階建共同住宅は、「特殊建築物」である。
5. 住宅の地階に設ける寝室は、「居室」に該当しない。

〔No. 2〕 建築物の面積、高さ及び階数の算定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 「床面積」は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
2. 「階数」の算定に当たっての昇降機塔の部分の水平投影面積の算定方法は、床面積の算定方法による。
3. 棟飾の屋上突出部は、「建築物の高さ」に算入しない。
4. 「階数」は、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。
5. 「建築物の高さ」の算定に当たっては、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面を地盤面とする。

〔No. 3〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。ただし、建築物の高さは、いずれも9m以下とする。

1. 平家建、延べ面積80m²の飲食店の大規模の修繕
2. 平家建、延べ面積110m²の倉庫から自動車車庫への用途の変更
3. 平家建、延べ面積120m²の診療所(患者の収容施設を有しないもの)の移転
4. 2階建、延べ面積150m²の一戸建住宅の大規模の模様替
5. 2階建、延べ面積180m²の事務所の新築

〔No. 4〕 建築基準法上の手続に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内にある床面積の合計が10m²の建築物を除却しようとする場合、当該建築物の除却の工事を施工する者は、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。
2. 防火地域又は準防火地域内において建築物を増築しようとする場合、その増築に係る部分の床面積の合計が5m²であれば、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
4. 木造2階建、延べ面積150m²の共同住宅を新築する場合、建築主は、原則として、完了検査の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該共同住宅を使用し、又は使用させてはならない。
5. 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合において、当該確認済証は、その効力を失う。

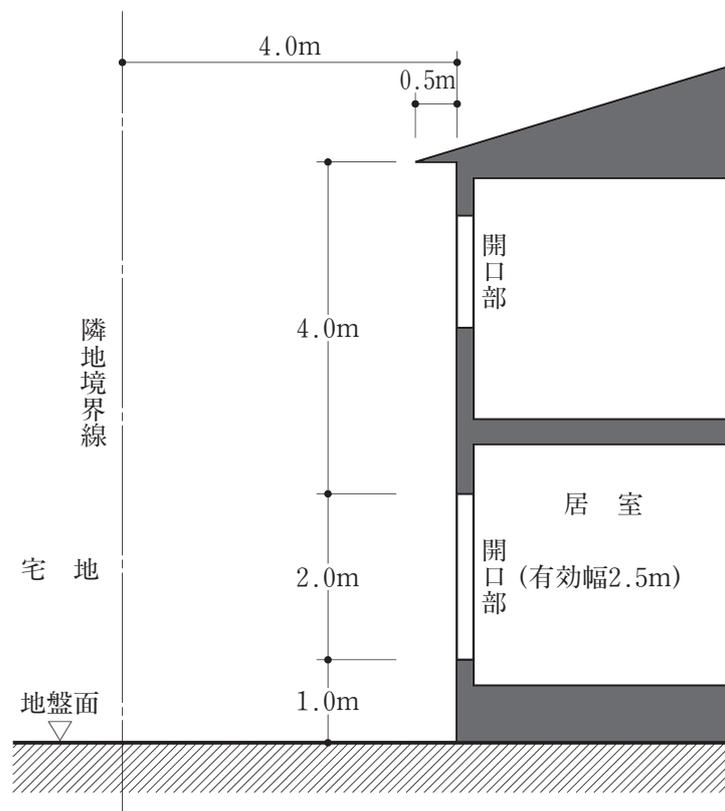
〔No. 5〕 木造2階建、延べ面積140 m²の一戸建住宅に設ける1階から2階に通ずる屋内階段(直階段)に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

1. 階段の高さが3.1 mであったので、踊場を設けなかった。
2. 階段の両側に側壁を設けたので、手すりを設けなかった。
3. 階段の幅を、75 cmとした。
4. 踏面の寸法を、15 cmとした。
5. けあげの寸法を、23 cmとした。

〔No. 6〕 換気設備を設けるべき調理室等の換気設備に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 発熱量が14 kWの火を使用する器具(開放式燃焼器具)に接続して煙突を設けることが用途上著しく困難であったので、排気フードを有する排気筒を設けた。
2. 火を使用する設備の近くに排気フードを有する排気筒を設けたので、その排気フードを不燃材料で造った。
3. 煙突又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設けなかったため、給気口は、その上端を天井の高さの $\frac{1}{4}$ 以下の高さの位置に設けた。
4. 直接外気に開放された排気口は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とした。
5. 煙突又は排気フードを有する排気筒を設けなかったため、排気口は、その上端を天井から下方85 cmの高さの位置に設けた。

[No. 7] 第一種低層住居専用地域内(建築基準法第86条第10項に規定する公告対象区域外とする。)において、図のような断面を有する住宅の1階の居室の開口部で、建築基準法上、採光に有効な部分の面積は、次のうちどれか。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた開口部ではないものとする。



断面図

	計 算 式	採光に有効な部分の面積
1.	$(2 \times 2.5) \times \left(\frac{4-0.5}{4+2} \times 6 - 1.4 \right)$	10.50 m ²
2.	$(2 \times 2.5) \times \left(\frac{4-0.5}{4+1} \times 6 - 1.4 \right)$	14.00 m ²
3.	$(2 \times 2.5) \times \left(\frac{4}{4+1} \times 6 - 1.4 \right)$	17.00 m ²
4.	$(2 \times 2.5) \times \left(\frac{4-0.5}{4} \times 6 - 1.4 \right)$	19.25 m ²
5.	$(2 \times 2.5) \times \left(\frac{4}{4} \times 6 - 1.4 \right)$	23.00 m ²

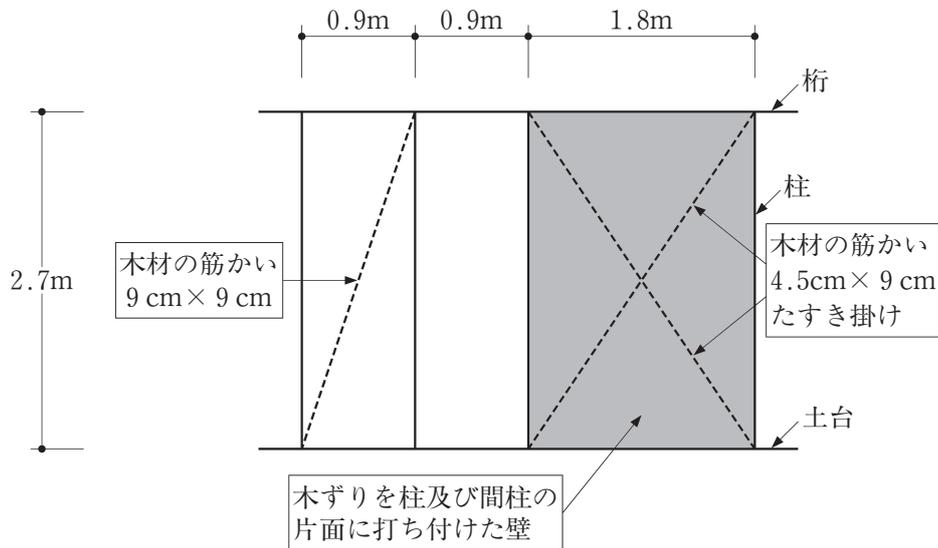
〔No. 8〕 木造2階建、延べ面積100 m²の一戸建住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める構造方法及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 回り階段の部分における踏面の寸法を測る位置は、踏面の狭い方の端から30 cmの位置とし、所要の寸法を確保した。
2. 土台には、クロルピリホスを添加した建築材料を使用しなかった。
3. 便所の天井の高さを、2.0 mとした。
4. 飲料水の配管設備と井戸水を利用する雑用水の配管設備とを、直接連結した。
5. 居間と廊下が常時開放された開口部を通じて相互に通気が確保されていたので、所定の機械換気設備を廊下に設けた。

〔No. 9〕 木造2階建、延べ面積120 m²の一戸建住宅の構造耐力上主要な部分に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、構造計算による安全性の確認は行わないものとする。

1. 1階の柱の小径を、その柱に接着する土台及び梁の相互間の垂直距離に対して、 $\frac{1}{33}$ とした。
2. 基礎に使用した木ぐいを、常水面下にあるようにした。
3. 1階の柱で、土台を設けない部分については基礎に緊結した。
4. 木材の筋かいに、たすき掛けにするための欠込みをしたので、ひら金物を用いて必要な補強をした。
5. 引張力を負担する筋かいに、厚さ3 cmで幅9 cmの木材を使用した。

[No. 10] 木造建築物の構造耐力上必要な軸組の長さを算定する場合において、図のような「木材の筋かいを入れた軸組の部分」並びに「木材の筋かいを入れ、かつ、木ずりを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組の部分」のそれぞれの長さに倍率を乗じて得た長さの合計として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。



(注)筋かいの寸法は、厚さ×幅を示す。

	計 算 式	軸組の長さ
1.	$0.9 + 1.8 \times 2$	4.5 m
2.	$0.9 \times 3 + 1.8 \times (2.0 + 0.5)$	7.2 m
3.	$0.9 \times 3 + 1.8 \times (1.5 \times 2 + 0.5)$	9.0 m
4.	$0.9 \times 3 + 1.8 \times (2.0 \times 2)$	9.9 m
5.	$0.9 \times 3 + 1.8 \times (2.0 \times 2 + 0.5)$	10.8 m

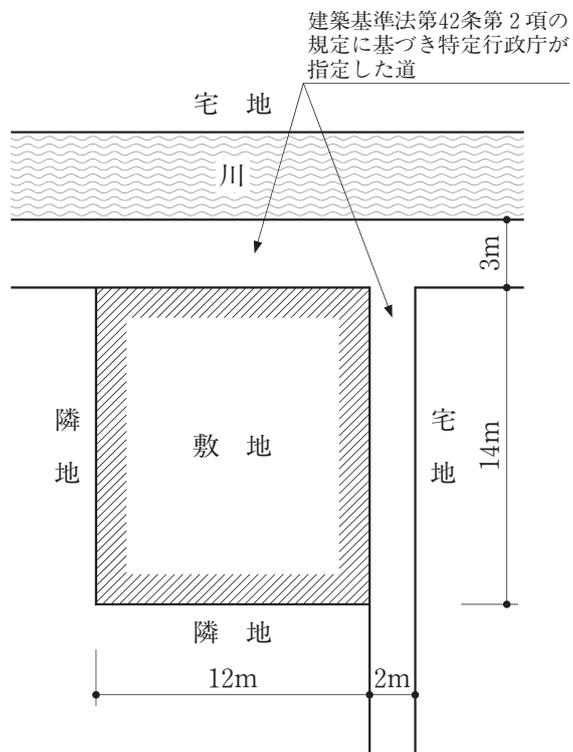
〔N o . 11〕 次の木造建築物を新築する場合、建築基準法上、その**防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないものはどれか。**ただし、耐火性能検証法による安全性の確認は行わないものとし、防火地域及び準防火地域の指定はなく、間仕切壁は自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分のものではないものとする。

1. 平家建、延べ面積 100 m²の自動車車庫
2. 平家建、延べ面積 150 m²の倉庫
3. 2 階建、延べ面積 200 m²の診療所(患者の収容施設を有しないもの)
4. 2 階建、延べ面積 250 m²の旅館
5. 2 階建、延べ面積 300 m²の飲食店

〔N o . 12〕 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれか。**ただし、難燃材料又は準不燃材料に準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたものは使用せず、建築物は耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物であるものとし、居室は、内装の制限を受ける「窓その他開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認については考慮しないものとする。

1. 客席の床面積の合計が 120 m²の集会場の当該用途に供する居室は、その天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とすることができる。
2. 客席の床面積の合計が 120 m²の集会場の当該用途に供する居室から地上に通ずる廊下は、その壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。
3. 自動車車庫は、その壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。
4. 木造 2 階建、延べ面積 200 m²の診療所(患者の収容施設があるもの)の当該用途に供する居室は、その天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とすることができる。
5. 内装の制限を受ける調理室等は、その壁の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とすることができる。

[No. 13] 都市計画区域内にある図のような敷地について、建築基準法上の敷地面積として、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 130.0 m²
2. 135.0 m²
3. 140.0 m²
4. 143.0 m²
5. 148.5 m²

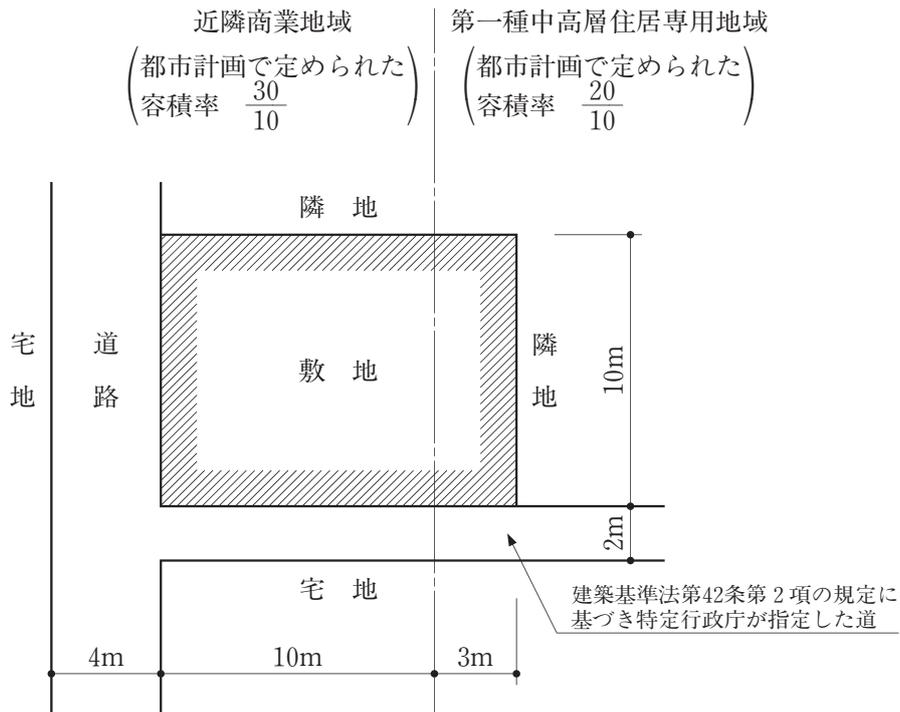
[No. 14] 用途地域内の建築物の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種住居地域内に、作業場の床面積の合計が 50 m²の原動機を使用する工場は新築することができる。
2. 第二種住居地域内に、延べ面積 200 m²の倉庫業を営む倉庫は新築することができない。
3. 準住居地域内に、客席部分の床面積の合計が 300 m²の映画館は新築することができない。
4. 近隣商業地域内に、作業場の床面積の合計が 300 m²の自動車修理工場は新築することができない。
5. 工業地域内に、延べ面積 300 m²の共同住宅は新築することができる。

[No. 15] 次の建築物のうち、第一種中高層住居専用地域内において、建築基準法上、新築してはならないものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

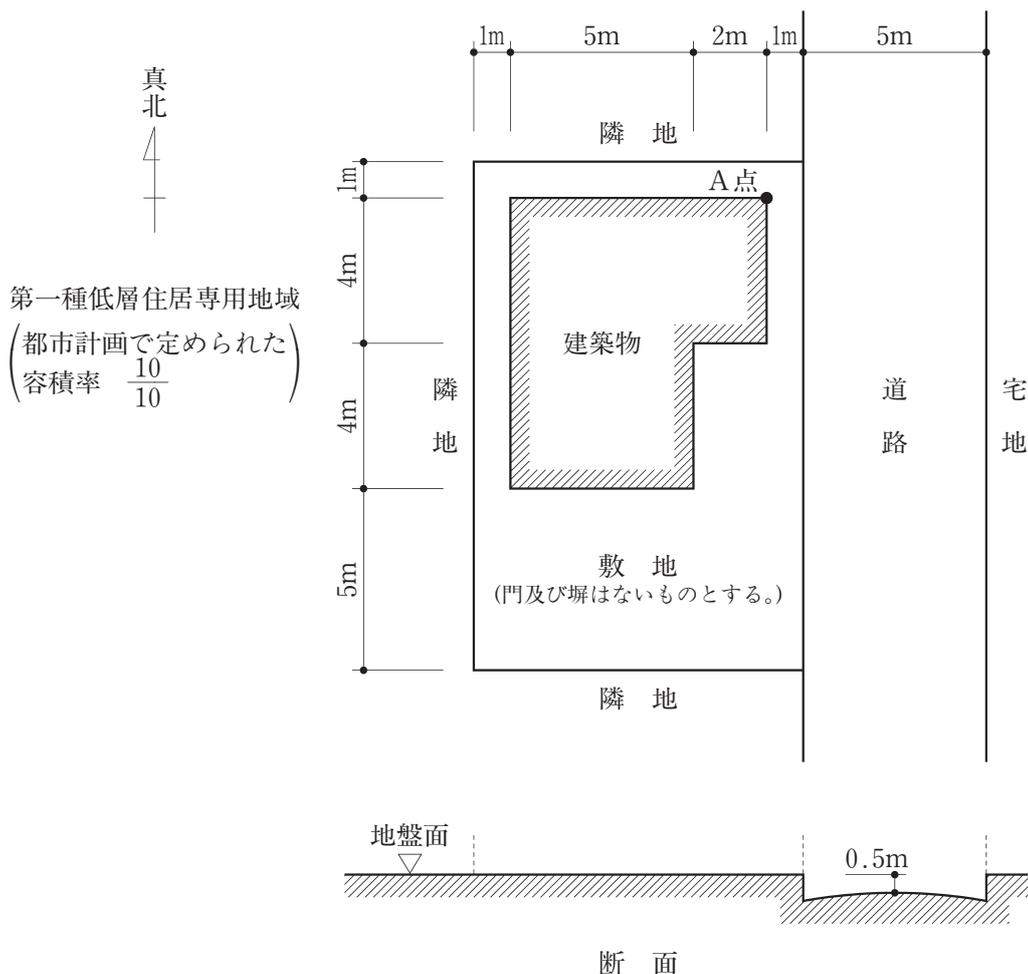
1. 平家建、延べ面積 250 m²の自動車車庫
2. 平家建、延べ面積 280 m²の飲食店
3. 2階建、延べ面積 240 m²の事務所兼用住宅(事務所の用途に供する部分の床面積の合計 50 m²)
4. 2階建、延べ面積 250 m²のカラオケボックス
5. 2階建、延べ面積 300 m²の寄宿舎

[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる店舗の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



	計 算 式	延べ面積の最高限度
1.	$(9 \times 10) \times \frac{30}{10} + (9 \times 3) \times \frac{20}{10}$	324.0 m ²
2.	$(9 \times 10) \times \left(4 \times \frac{6}{10}\right) + (9 \times 3) \times \frac{20}{10}$	270.0 m ²
3.	$(9 \times 10) \times \left(4 \times \frac{6}{10}\right) + (9 \times 3) \times \left(4 \times \frac{4}{10}\right)$	259.2 m ²
4.	$(9 \times 10) \times \left(4 \times \frac{4}{10}\right) + (9 \times 3) \times \left(4 \times \frac{4}{10}\right)$	187.2 m ²
5.	$(9 \times 10) \times \left(4 \times \frac{4}{10}\right) + (9 \times 3) \times \left(2 \times \frac{4}{10}\right)$	165.6 m ²

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地及び隣地の相互間に高低差はなく、道路の路面の中心の高さは敷地の地盤面より0.5m低い位置にあるものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	$1 \times 1.25 + 5 - 0.5$	5.75 m
2.	$1 \times 1.25 + 5$	6.25 m
3.	$(1 + 1) \times 1.25 + 5$	7.50 m
4.	$(1 + 5 + 1) \times 1.25 - 0.5$	8.25 m
5.	$(1 + 5 + 1) \times 1.25$	8.75 m

〔No. 19〕 防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準防火地域内において、外壁が耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
2. 準防火地域内の木造建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
3. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、その全部について、敷地の過半が属する地域内の建築物に関する規定が適用される。
4. 防火地域内において、建築物の屋上に設ける看板は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
5. 防火地域又は準防火地域内の一戸建住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないもの及び屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものとしなければならない。

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の工事を施工するために現場に設ける仮設事務所については、確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 建築物の除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
3. 特定行政庁は、仮設店舗の建築を許可する場合においては、当該許可に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長の同意を得る必要はない。
4. 建築物の敷地が異なる用途地域の内外にわたる場合、建築物の用途については、その敷地の全部について敷地の過半の属する用途地域の規定が適用される。
5. 特定行政庁により、建築基準法令の規定に違反した建築物の使用禁止を命じられた場合、その命令に違反した建築主は、罰則の適用を受ける。

〔N o. 21〕 木造建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けなければ木造建築士として設計及び工事監理をすることができない。
2. 木造建築士は、木造の建築物に関する業務に限って、原則として、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理を行うことができる。
3. 木造建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主事に報告しなければならない。
4. 木造建築士は、木造2階建、高さ13 m、軒の高さ9 m、延べ面積300 m²の店舗の新築の設計及び工事監理をすることができる。
5. 木造建築士は、住所その他の国土交通省令で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前及び変更後の住所地の都道府県知事)に届け出なければならない。

〔N o. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者が保存しなければならない設計図書の保存期間は、作成した日から起算して10年間である。
2. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績等を記載した書類を、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
4. 都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。
5. 建築士事務所の開設者は、その所在地に変更があったときは、2週間以内にその旨を当該都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。

〔No. 23〕 用語とそれを規定している法律との組合せとして、誤っているものは、次のうちどれか。

1. 防火管理者 ————— 消防法
2. 監理技術者 ————— 建設業法
3. 安全管理者 ————— 労働安全衛生法
4. 浄化槽管理士 ————— 下水道法
5. 工事監理者 ————— 建築基準法

〔No. 24〕 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
2. 「第二種住居地域」は、主として住居の環境を保護するため定める地域である。
3. 「高度地区」は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。
4. 「風致地区」は、市街地の良好な景観の形成を図るため定める地区である。
5. 「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域である。

〔No. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、新築工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為は、「分別解体等」に該当しない。
2. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分等の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、所定の担保の責任を負う。
3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする住宅の維持保全の期間は、建築後30年以上でなければならない。
4. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、「耐震改修」には、地震に対する安全性の向上を目的とした修繕が含まれる。
5. 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、建築物の建築をしようとする者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

